

報道関係者 各位

令和5年7月21日（金）

【照会先】

職業安定局 雇用保険課

課長 尾田 進

調査官 山口 了子

課長補佐 大原 竜太

(代表電話) 03(5253)1111 (内線)5764

(直通電話) 03(3502)6771

デジタル技術を活用した失業認定を実施します ～全国9所のハローワークで、障害がある方や子育て中の方など 来所が難しい方等を対象に実施します～

雇用保険における基本手当の支給に当たっては、原則として受給資格者に4週間に一度ハローワークに来所いただき、対面で労働の意思及び能力を確認することで、失業状態にあることを認定しています。

今般、デジタル技術を活用した来所によらない失業認定の試行を、離島での実施（※1）に続き、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、大規模労働局9所のハローワーク（※2）において、①障害がある方や子育て中の方など来所が難しい方、②計画的な早期再就職を目指してハローワークの支援を受ける方、を対象として新たに実施します。令和5年7月24日以降に最初の手続き（受給資格決定）を行う方のうち希望者が対象になります。

厚生労働省では、引き続き、ハローワーク業務のデジタル化に取り組みつつ、雇用保険による基本手当等の適正な支給ときめ細かな職業相談・職業紹介の充実等に取り組んでまいります。

※1 離島など市町村取次対象52市町村（延べ）のうちオンライン環境が整い自治体の協力を得られた離島地域（7労働局41市町村（延べ））において、令和5年4月から試行実施。

（大島町・八丈町（東京局飯田橋所）、新上五島町（長崎局五島所）は令和5年1月から試行実施）

※2 北海道労働局（函館所）、宮城労働局（仙台所）、東京労働局（品川所）、新潟労働局（新潟所）、愛知労働局（名古屋中所）、大阪労働局（梅田所）、広島労働局（広島東所）、香川労働局（高松所）、福岡労働局（福岡中央所）

デジタル技術を活用した失業認定の実施について

- 雇用保険の失業認定におけるデジタル技術を活用した取組について、既に実施中の市町村取次の対象者に加え、令和5年7月24日から、大規模労働局において、以下の取組を実施し、速やかに効果検証を行う。

- ・対象地域：ブロックキー局（9労働局※）のハローワーク各1所

※ 9労働局は、北海道局（函館所）、宮城局（仙台所）、東京局（品川所）、新潟局（新潟所）、愛知局（名古屋中所）、大阪局（梅田所）、広島局（広島東所）、香川県（高松所）、福岡県（福岡中央所）



- ・試行内容：以下の対象者のうち、希望する者に対してデジタル技術を活用した失業認定を実施。

① 来所が困難な者 ⇒ 自宅からのオンライン面談による失業認定を可能に

- ・ 公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者、具体的には、難病患者、長期療養者、子育て中の者等について、自宅からのオンライン面談による失業認定を可能とする。

② 計画的な早期再就職を目指してハローワークの支援を受ける者 ⇒ オンラインでの手続のみによる失業認定を可能に

- ・ 就職支援プログラム事業の支援対象者について、個別支援期間中の認定日には、オンラインでの手続（電子申請による失業認定申告書の提出）のみによる失業認定を可能とする（失業認定のみのためにハローワークへの来所や面談は要しない）。
- ・ 初回の失業認定日は来所が必要。個別支援期間終了時に未就職の場合は、来所による認定に切り替え。

- ・ 検証事項：

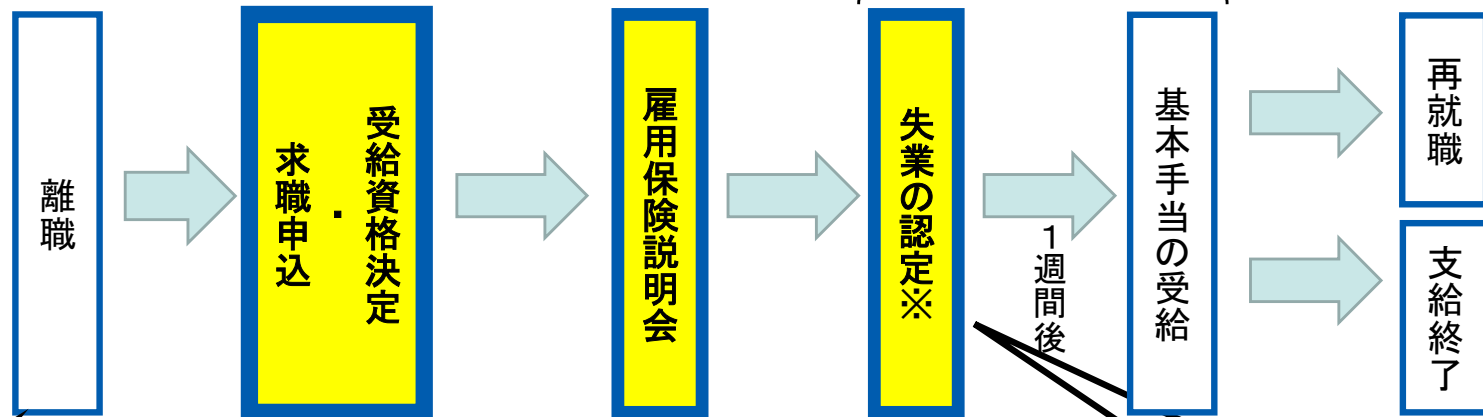
令和5年度末までの試行を経て、以下の検証を行う。

- ・ オンライン面談の日程調整・管理、オンラインでの失業認定申告書の確認や補正、回線の接続等の**事務が円滑に実施**できるか。
- ・ 就職意欲や就職状況、再就職までの期間といった**就職支援への影響**がどのようなものか。
- ・ 求職活動状況報告の**不適正な申告**が行われていないか。
- ・ 対面窓口とオンライン双方に対応できる**ハローワークの体制が確保**できるか。
- ・ 就職支援を効果的に行いつつ、不適正な申告を防止するなど、円滑に実施するために**どのような工夫・取組が有効か**。 等 1

基本手当の受給手続の流れ

- 受給資格決定及び失業の認定（4週間に1回）を受けるためには、ハローワークへの出頭が必要。
- ハローワーク職員との面談により、労働の意思・能力の有無等の確認を受ける。

原則として **4週間に1回**



※職業紹介と一体的に運営

・労働者の離職後、事業主が「喪失届」をハローワークに提出
・ハローワークにおいて離職時賃金額や離職理由を審査の上、離職票を離職者に交付

・求職者はハローワークに出頭し、**職業相談部門に求職の申込み**を行う。
・雇用保険部門に離職票等の必要書類を提出の上、**ハローワーク職員との面談により、受給に必要な被保険者期間や労働の意思・能力の有無等の確認**を受ける。
⇒受給資格の決定がなされる

求職者は説明会会場に出向き、**受給資格者証の交付**を受けるとともに、ハローワーク職員から雇用保険の受給に当たっての留意事項等（※）の説明を受ける。
※認定日に来所必要、必要な求職活動実績、就職した場合の申告方法、不正受給の注意喚起等

★**職業講習会**（ハローワークの利用案内、就職活動方法や準備の進め方、応募書類の作成や面接のポイント等を説明）と同時開催が多い。

求職者は失業の認定日に**ハローワークに出頭**し、受給資格者証及び失業認定申告書を提出の上、**ハローワーク職員との面談により、就労の有無、労働の意思・能力の有無等の確認**を受ける。

⇒失業の認定がなされる

★求職活動が低調な者等に対し、**就職意欲を喚起するとともに職業相談部門に誘導**。

【共通課題対策】

（1）行政手続に関する見直し

ii その他の手続

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
7	失業認定のオンライン化	<p>a 厚生労働省は、雇用保険制度の失業認定について、4週間に一度全員一律に公共職業安定所への来所を求めている原則的な取扱いを、デジタル技術の活用により見直す。</p> <p>具体的には、令和5年夏から、大規模労働局において以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者について、既に実施中の市町村取次の対象者に加え、難病患者、長期療養者、子育て中の者等についても、オンライン面談による失業認定を可能とする。 ・計画的な早期再就職を目指して公共職業安定所の支援を受ける者について、オンラインでの手続のみによる失業認定を可能とする。 <p>b 厚生労働省は、aに記載の取組について、特にオンラインでの手続のみによる失業認定に係る効果検証を踏まえた上で、諸外国の実態も参考にしつつ、デジタル技術を活用した雇用保険制度の失業認定関連手続の在り方について検討し、令和6年6月を目途に結論を得る。</p>	<p>a：令和5年夏から取組を開始し、速やかに効果検証を行う</p> <p>b：令和6年6月を目途に結論を得る</p>